

**第12投票所
西児童館(コミュニティセンター)**

**第13投票所
勤労者体育センター**

**第14投票所
パークシティクラブハウス**

**第15投票所
白岡東小学校**



**第11投票所
西小学校**

投票所一覧表

投票区	投票所	区域
1	菁莪小学校	岡泉(1488~1633番地) 上野田(1~392、1351~1384、1681~1822番地) 下野田(1~1089、1268~1270、1276~1279番地) 爪田ヶ谷、彦兵衛(73、101番地)
2	中央公民館	千駄野(1~1107、1143~1385番地) 小久喜(731~821、825-2~825-11、1097~1109、1121~1131-2、1172~2196番地) 白岡(1576~1584、1825~1937番地)
3	小久喜区民会館	小久喜(1~144、909~1096、1110~1120、1131-3~1171番地)
4	篠津中学校	篠津(212~214、245~251、273~367、2167~2575、2585~3069番地) 高岩(1~28、49~53、71~75、116番地) 野牛、寺塚
5	保健センター分館	白岡(942~1575、1585~1824番地)、白岡東
6	篠津集会所	篠津(1~211、215~244、252~272、368~2166、2576~2584、3070~3087番地)
7	大山小学校	柴山、荒井新田、下大崎
8	上野田公会堂	上野田(393~1350、1385~1680番地) 下野田(1090~1267、1271~1275、1280~1519番地)
9	太田新井行政区集会所(転作促進研修施設)	岡泉(1~1487番地) 太田新井、彦兵衛(1~72、74~100、102~216番地)
10	南小学校	実ヶ谷、小久喜(145~674、822~825-1、825-12~859、885~908番地)
11	西小学校	西4丁目~10丁目
12	西児童館(コミュニティセンター)	白岡(1~941番地) 西1丁目~3丁目
13	勤労者体育センター	高岩(29~48、54~70、76~115、117~691、759~773、1793~1823、1830~2252番地) 新白岡3丁目
14	パークシティクラブハウス	千駄野(1108~1142番地) 小久喜(675~730、860~884番地)
15	白岡東小学校	高岩(692~758、774~1792、1824~1829番地) 新白岡1丁目、2丁目

**第1投票所
菁莪小学校**

**第10投票所
南小学校**

**第2投票所
中央公民館**

**第9投票所
太田新井行政区集会所(転作促進研修施設)**

**第3投票所
小久喜区民会館**

**第8投票所
上野田公会堂**

**第7投票所
大山小学校**

**第6投票所
篠津集会所**

**第5投票所
保健センター分館**

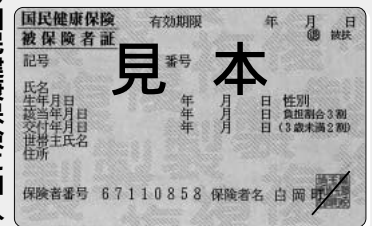
**第4投票所
篠津中学校**

町の国民健康保険に加入しているかたにお知らせです

～10月から白岡町国民健康保険被保険者証(保険証)がカード化されます～



国保マスコット
健康まもるくん



町の国民健康保険に加入している皆さんが現在お使いの保険証の有効期限は9月30日です。町国民健康保険では、新しい保険証を9月下旬に配達記録郵便で郵送します。

また、今年から1人1枚の保険証を交付します。今までの大きさよりも小さいサイズになります。紛失しないよう十分注意をしてください。

世帯主のあて名で世帯員分を同封してお送りします。

国民健康保険税の未納があるかたについては、別途通知を送付します。事前に納税相談をしてください。国民健康保険税納付後または納付相談後に保険証の更新となります。相談日は9月21日から9月28日(祝・土日を除く)まで、保険年金課窓口で行います。

旧保険証につきましては、有効期限を過ぎてから、左記の場所に設置する回収ポストに返却してください。返却していただく保険証の色は、一般被保険者のかたは「黄色」、退職被保険者のかたは「ピンク色」です。

返却場所(回収ポスト設置場所) 白岡町役場保険年金課 白岡駅西口役場連絡所、はびすしらおか(保健福祉総合センター)、コミュニティセンター、勤労者体育センター、老人福祉センター、光乃里各公共施設等での回収期限は10月31日までとします。それ以降は役場保険年金課窓口へ返却してください。

被保険者証(保険証)は、ご自身がどの医療保険に加入しているかを示すものです。次のような場合は届出が必要です。

社会保険等に加入しているのに、国民健康保険証が届いたとき
現在、社会保険と国民健康保険の両方に二重加入していることとなります。社会保険料と国民健康保険税を重複して納付することになってしまいます。

脱退の手続きをすると、国民健康保険税が再計算されます。(還付される場合もあります。)
また、社会保険等の資格があるかたが国民健康保険証で受診した場合の医療費等は、後日、町から本人に請求する場合があります。

国民健康保険の脱退手続きが必要で、(自動的には資格喪失できません)

会社等を退職してどの保険にも加入していないとき
今まで勤務していた会社等の任意継続保険に加入している場合は、国民健康保険の加入手続きは不要です。

手続きが遅れると、その間に

ける受診の有無にかかわらず国民健康保険はさかのぼって加入となり、まとめて国民健康保険税が賦課されるため、一度に納付する額が大きくなってしまいます。

現在、保険証がないかたは、受診の際に10割負担となりますが、国民健康保険の加入手続きをしたのちに保険給付分を国民健康保険から受領することになります。

前の会社等の保険証で受診した場合の医療費等は、後日、会社等から本人に請求されることとなります。

国民健康保険の加入手続きが必要で、

*新保険証の色は、うす茶色です。

問合せ先
保険年金課 国民健康保険給付係
内線142・148

国民年金 Q & A 国民年金に関する疑問にお答えします

Q 保険料はまとめて払うと有利ですか?

A 国民年金の保険料を年度末(3月分)までまとめて前払いすることを前納といいます。現在、国民年金の保険料は定額で、月額13,580円となっていますが、前納する期間に応じて保険料が割引になります。(年度途中の加入でも前納できます。)

なお、前納するためには専用の納付書が必要になりますので、社会保険事務所までご連絡ください。

また、前納したかたが厚生年金等に加入した場合は、その後の年金額は還付されます。(二重払いにはなりません)

Q 保険料を納めなかった期間がありますが、今から納めることはできますか?

A 国民年金の保険料は納付期限から2年以内であれば納めることができます。そ

れを過ぎると時効により納めることができなくなります。また、納付書を紛失してしまった場合は、再発行ができますので社会保険事務所までご連絡ください。

Q 付加保険料とは、どのようなものですか?

A 国民年金の定額保険料(13,580円)に400円上乗せして納める保険料のことです。付加保険料を納めた場合、「付加保険料を納めた月数×200円」が老齢基礎年金の年額にプラスされます。お申し込みは役場保険年金課で受け付けています。

なお、付加保険料を納めることができるのは、国民年金第1号被保険者に限られます。また、国民年金基金に加入しているかたは、付加保険料を納めることはできません。

問合せ先 春日部社会保険事務所 ☎048(737)7111
役場保険年金課国民年金係 内線143・144